

事業者の皆さんへ

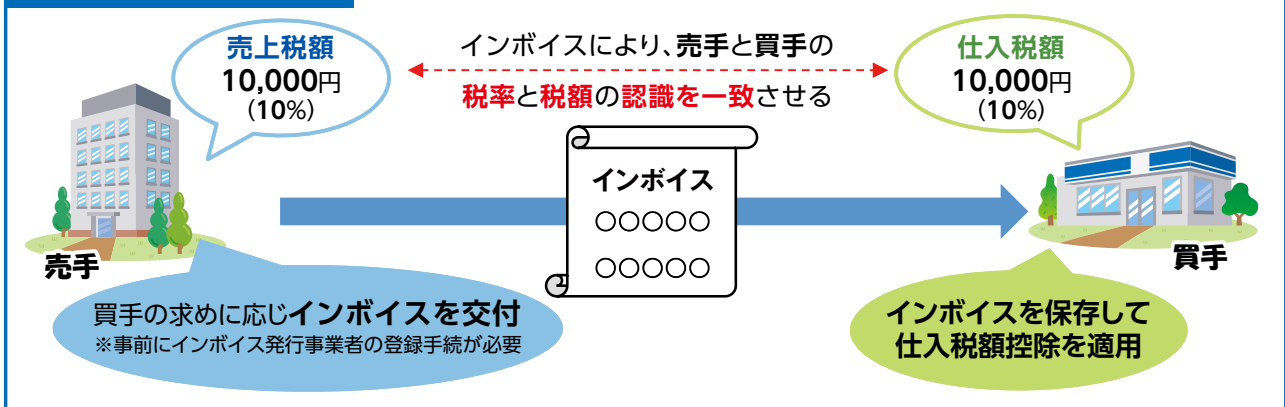
消費税のインボイス制度が始まります!

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が始まります。適格請求書(インボイス)を交付するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。インボイス制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、**令和5年3月31日までに登録申請**が必要です。

インボイス発行事業者の登録は、課税事業者が受けることができます。

インボイス制度の概要

令和5年10月1日～



インボイスとは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」および「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイス制度とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)であるインボイス発行事業から交付を受けたインボイスの保存等が必要です。

インボイス制度について理解を深めて、必要な準備を進めていただくための説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

インボイス制度説明会

インボイス制度の概要、売手・買手側の注意点、登録申請の方法等について説明します。

日時	定員	開催場所	担当部門および問合せ先
1月31日(火) 午後1時30分～ 2時30分	30人 (先着順) 要予約	神戸コミュニティセンター 2階多目的ホール (鈴鹿市神戸九丁目24-52)	鈴鹿税務署 法人課税第一部門 ☎059-382-0618(直通)

インボイス制度説明会(消費税の仕組みから知りたい方向け)

インボイス制度説明会の内容に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

日時	定員	開催場所	担当部門および問合せ先
1月31日(火) 午後3時～ 4時30分	30人 (先着順) 要予約	神戸コミュニティセンター 2階多目的ホール (鈴鹿市神戸九丁目24-52)	鈴鹿税務署 個人課税第一部門 ☎059-382-0353(直通)

インボイス制度
特設サイト

インボイス制度について、詳しい情報等は
こちらをご覧ください。

